

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 7 月 29 日現在

機関番号：47701

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23402035

研究課題名(和文) 金融市場危機下のドイツにおける「雇用の奇跡」の社会構造分析

研究課題名(英文) Analysis of the social structure of the "Miracle of Employment" in Germany under financial market crisis

研究代表者

朝日 吉太郎 (Asahi, Kichitaro)

鹿児島県立短期大学・商経学科・教授

研究者番号：70270155

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 14,600,000円、(間接経費) 4,380,000円

研究成果の概要(和文)：リーマンショック後ドイツは雇用を急速に回復した。この要因をハartz改革とする声があるが反対論もある。本研究は実態調査のため国際化するドイツ資本主義の社会構造分析を行い、次の結果を得た。(1)ユーロ導入がドイツ経済の優位性を固定したことと今世紀初めからの賃金抑制の継続とが、雇用に対する余裕を生み出した。(2)その前提は協約自治の弱体化戦略にあり、非典型雇用の増加、協約の個別企業対応への緩和に加えて、ハartz改革もその一手段であった。それゆえ、その外観にもかかわらず、ドイツ労働市場には多様な問題が発生している。

研究成果の概要(英文)：The recovery of the employment after Lehman-shock in Germany is called "miracle of employment". Someone says, the main factor is "Hartz Reform". But there are many criticism. For the survey, followed by social structure analysis of internationalizing German capitalism, we had obtained the following results.

(1)The Euro was fixed the superiority of the German economy and the continuation of wage restraint from the beginning of this century, have created a margin for employment. (2) For making this situation, business community and government had a strategy to weak the system of the collective bargaining. In addition to the increase in atypical employment, and the decentralization of collective bargaining to individual company level, Hartz Reform is also the one means. Thus, despite the good appearance, there are many problems in the German labor market.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：基盤研究(B)

キーワード：ドイツ 労働市場 ユーロ 協約自治 外国人労働者 非典型労働 HartzIV TARGET2

1. 研究開始当初の背景

日本とヨーロッパのグローバル化はどのような同一性と差異性を持つのか。この問題を多面的に学際的に研究する試みをベルリン工科大学の教員とともに初めて 25 年になる。その成果の第一歩は、朝日吉太郎編著『グローバル化とドイツ経済・社会システムの新展開』文理閣 2003 年にまとめた。ここでは、ベルリンの壁崩壊以降の経済・社会変化が、第 2 次世界大戦後に形成してきた蓄積体制を再編しようとしている変化を通じて、以前の蓄積体制を鮮明に捉え直すことと、新たな蓄積構造の変化を捉え、今後のグローバル化の動向をあきらかにすることを課題としていた。このようなドイツ財界のグローバル戦略的展開の中で戦後ドイツの労使関係の構造的変化を有機的構造的にとらえた研究は、他に類例をみない。

前研究に基づけば、グローバル化に対応した労働市場の柔軟化のトレンドの中で、ドイツ労働市場における労働組合による管理力の弱体化が戦略的に推し進められることが予測された。しかし、今世紀初めの財界の攻勢期を除くと、その進捗はゆっくりとしたものであった。さらに、リーマンショックにより一時期は、ヨーロッパで最も深刻な影響を受けたドイツ経済が、雇用を急速に回復した。そのため、ドイツ財界の基本戦略と労使関係の変容の基本トレンドに止まらない諸作用の影響の分析が必要となり、我々は前書において欠落していた、ドイツ資本主義の国際関係を踏まえた現状の理解、とりわけ、ユーロの導入とそのドイツ雇用関係への影響を多面的に考察する必要に迫られた。

2. 研究の目的

雇用情勢改善の理由については、ドイツ国内でも意見が対立している。第一の主張は、21 世紀初頭のシュレーダー赤緑政権の下での、いわゆるハルトツ改革といわれる一連の、社会保障、労働市場政策の転換による労働力の流動化政策がおかげというものであり、保守政党・ドイツ財界を中心に主張されている。これに対して、労働組合や野党からは、ハルトツ改革はむしろ労働市場に大きな問題を引き起こしており、雇用改善の理由ではないとされ、雇用の回復の主要な要因は、むしろ戦後ドイツの労使関係が形成してきた制度的伝統であるとされる。

以上のような論点が形成されるのは、ドイツのグローバル化との構造的連関の観点が欠落しているからである。我々の研究は以下の諸研究とその総合的考察を目的とした。

(1) 「雇用の奇跡」の背景としての今日の欧州グローバル化の特徴の分析

ベルリンの壁崩壊以後の社会環境の激変の中で、財界のグローバル戦略の浸透が強まり、ドラスチックな社会変革が主張されてきたが、今日それがいささか弛緩して、財界側からも労働の側からも危機感が伝わってこないような印象を受ける。また、南欧を中心とする労働争議などへのドイツ労働運動の対応の鈍さや社会排外主義的傾向の背景を知る必要があるこのような情勢の理解のためには、ドイツの労使関係の経済的・社会的背景を理解することが必要である。このような立場からの研究はドイツにおいても十分行われているわけではなく、ドイツのグローバル化の展開を含む経済・社会問題について視野を広げた研究をおこなった。

(2) ドイツ財界戦略の過剰適応から収束化のプロセスへの変化

第二の課題は、すでに前著作で示していた、ドイツ財界の第二次世界大戦後の蓄積・労使関係体制（いわゆるモデル・ドイツ）から新たにおこなわれた産業別労組の抑制政策の具体的展開をトレースすることで、新自由主義的対応に関する星雲状態からの今日の収束状況を示すことであった。

(3) 労働運動の弱体化と課題

第三は、この過程で生まれた労働者状態や労使関係の変化とそこから生じている、非典型雇用や格差拡大などの問題と新たな労働市場政策の課題を分析することであった。

3. 研究の方法

ドイツ財界がめざす戦後ドイツの蓄積体制の突破戦略のあらわれとして、ドイツの労使関係の変容をとらえるというこれまでの方法を継続させながら、今回の研究に置いては、その制限の突破形態である今日のヨーロッパの国際化の動向と、ドイツによるヨーロッパ統合戦略がもたらした状況変化との相互作用を有機的に捉えることで、雇用の奇跡という現象の社会構造と現時点の意味とを分析するという方法をとった。

この立場から、巷間でのヨーロッパ観として喧伝されるいわゆる「ヨーロッパ危機論」的な現状認識へのバイアスを批判し、新たなステージを形成しつつあるヨーロッパ経済を捉えることが出来た。その結果、ドイツ経済やヨーロッパ統合理念の位置付けを検討し直すことで、ドイツの労使関係の相対的な状内平和と他方でのドイツ労使関係における労働側の弱体化と巻き返しといった状況についての一貫した理解が深まった。

4. 研究成果

(1) 共通通貨ユーロの導入とドイツの一人勝ち体制

1 欧州統一通貨導入後、ドイツ資本主義にとっては、ユーロ圏における超過利潤の獲得が固定化できる国際関係が形成された。この優位な経済情勢は、ヨーロッパ南北問題の原因にもなり、貿易債務問題が発生するかにみえたが、TARGET2 システムの形成によるヨーロッパの中央銀行統合が進んだ結果、貿易格差を決済せずに、債務・債権関係が拡大しても貿易が継続され、ドイツに利潤が還流し続けるシステムが作られた。

(2) 「新ドイツ的経営」の模索

ドイツにおける労使関係は、産業別労働組合と使用者団体による企業横断的労働条件を形成する協約自治と、個別企業における事業所従業員会と経営側による事業所内協定、および労働者の共同決定の3つの要素がから成り立っている。その中でも、労働者が企業への従属性を回避し、劣悪な労働条件を回避でき、また、労働条件改善の主たる手段となっているのは、協約自治である。

ドイツの協約自治は、ドイツ財界にとっての目の上のたんこぶであった。

1949年の導入当初から、戦後ドイツの民主化闘争の影響も強く、労働市場の諸条件改善にとって、重大な影響力を示してきた。もちろん、このような階級闘争の制度化は、財界と政府による左翼労働運動の抑制と、ドイツの労働組合運動の西側体制化と労働組合内の右傾化の過程で、「協調のとれた行動」による労働運動のネオ・コーポラティブな体制化や、生産性原理の導入などによる1960年代の独占形成を媒介とした中核的労働市場形成と優遇の下での協約「賃金のゆるやかな上昇」をも作り出したが、時々社会情勢を反映して、とくに1980年代に労働時間短縮などの改善を生み出す背景でもあった。冷戦体制における西側資本主義のショーウィンドーでもあった西ドイツにおいては、ドイツ労働運動の体制内化を社会的労務コストとして、「聖なる牛」として取り扱ってきたが、せまりくるグローバル化への対応のためには、協約自治とその背後にある産業別労働運動の弱体化の実現は元来の願望であった。

ところが、ベルリンの壁崩壊から始まる一連の旧東側体制の崩壊とその崩壊が生み出した社会的諸条件は、ヨーロッパ統合化の実在的可能性を生み出した。この下で国際競争条件を新たに構築すること、とりわけ、戦後ドイツ労使関係の大胆な転換がドイツ財界の基本路線となるのは、必然的であった。

ユーロ圏の形成と、それに基づくドイツ資本の国際的展開を前に、統一市場での国際競争力確保をめざすドイツ財界は、ドイツの労務コストに対する一連の労働市場改革を展開する。これは、冷戦終了後の世界的な労使間の力関係の変化という追い風を受けたものであり、特にドイツは併呑したばかりの東部ドイツにおける脆弱な中小企業体質と大量失業を伴う雇用不安という対労働運動にたいする絶大な好カードを持っていた。

労働運動方針への攻撃

協約自治の破壊は次の様にすすんだ。

第一は、労働組合の包摂に向けたイデオロギー的攻勢である。

東西ドイツ統一後、経済立地論によるドイツ製品競争力と、低賃金での雇用確保という選択へのイデオロギー的浸透は、将来ビジョンを失い右傾化するDGBに、体制許容的な新綱領案を形成させた。とくにDGB綱領の独社会認識および労働組合の自己規定が重大であった。DGB中央は、ドイツの「社会国家」を理想的な体制と位置付け、労働組合はパートナーである企業家と共同参画によってこの社会を発展させるものとしたのである。また、「経済成長と雇用のための同盟」はネオ・コーポラティズム体制への志向を生み出し、中核的労働者を軸とするドイツのヨーロッパ拡張政策への労働者動員にむけた政治環境作りもすすんだ。ドイツ財界は、そのような見通しの下に、ドイツ財界の蓄積戦略を展望し、1993年にペータースブルク宣言をおこない、戦後ドイツの労使関係を根底から変革していく新路線を展開しようとした。ところが、コール政権が緊縮財政による社会保障の大規模な改悪路線を示すと、労働運動の現場、市民、社会保障団体、等が、強烈に反発し、コール政権を崩壊させてしまった。ドイツ財界が目指したのは、SPD右派の包摂であり、SPD主導政権の下で、SPDを友党とする労働組合運動に首枷をはめることであった。

ハルツ改革と労働力流動化政策

2003年施行のハルツ改革は、このような財界戦略に追随するSPD政権の下で、導入された。同改革は、構造的失業を生み出してきたドイツの労働市場諸関係のうち、失業保障・社会的扶助による失業状態の継続と財政負担の増大を克服することのみを課題とし、資本化的合理化や、ドイツ資本の海外へのスピンアウト、外国人労働力の流入など、そもそも失業を引き起こす資本主義的な原因については目を瞑る政策であった。ハルツ改革の主要内容は、失業者の職場移動の短期化と低位の労働職種へのデ・グレードの容認の強制

を行うものであった。しかし、それに加えて重要であったのは、縁辺労働力のさらなる流動化には、安定した雇用を求めて企業内でのサバイバル競争が組織されること、特に、企業の存続の条件を守るために、一般的協約水準以下での労働条件形成の個別化を促進すること、このことが、中核的労働者の企業包摂を高め、中小企業労働者の存在を適するような大企業事業所サンジカリズム傾向を高め、労働組合運動の分裂や政策的弱体化、特に協約自治の弱体化を生み出す条件になることであった。

SPDの取込と協約自治に対する政治的規制

SPD主導、シュレーダー赤・緑政権は、労働組合に「雇用を守るかわりに、賃金上昇を抑制する」ことを認めさせた。こうして1998年には、政府、財界、労働組合、中央銀行などが参加する「雇用のための同盟」が再開され、労働組合には新たな協調体制への協力が求められ、ドイツ労働者の賃金抑制の制度化が進められた。2002年10月の総選挙で、第2次シュレーダー赤・緑政権はかろうじて議会内多数派となったが、財界戦略、アメリカのアフガン戦争支持などの右翼的路線へのいっそうの傾斜が目立った。シュレーダーは、雇用改善と経済成長を掲げる「アジェンダ2010」2003を主張、ハルツ改革を実施した。

ハルツ改革は、ドイツの労務コスト削減のための協約自治に関する政治介入の道を開こうとした。その内容は、とりわけ東部ドイツにおける脆弱な企業体質を理由として、企業の特異性にあわせて柔軟な協約からの逸脱を図るというものであった。このいわゆるオープン条項は、すでに企業経営難やその他の特殊事情に合わせて、協約を下回る処遇を企業別にみとめるものであり、さらに2003年、シュレーダー首相は「アジェンダ2010」に関連して、協約賃金の柔軟な対応を要求し、さもなくば、「法によるオープン条項」をと声明し、国家介入を強く打ち出すことで、労働組合の活動抑制をおこなった。2004年に、金属産業でプフォルツハイム協定が結ばれ、「競争能力と雇用確保のための協約からの逸脱のためのオープン条項」が認められると、以後2年間の間に300以上の逸脱したオープン条項を伴う協定が締結され、また、金属産業から建設業などの他の部門へのオープン条項の拡大がおこなわれた。

協約自治の弱体化と労組内の不協和音

協約自治についての当事者能力の低下について、大きな影響を受けるのは、小規模の不安定就業職場でのことであるため、「大企業労働者は、協約自治が無くても自分たちは

闘えるので、何のおそれもない」と主張し、労働者全体に対する労働市場管理という点では積極的ではないことが、取材を通じて明らかになった。経済立地論からの威嚇が友党である社民党の政策理念に浸透して、労働組合運度の更なる弱体化が進んでいることが取材を通して明らかになった。したがって、リーマンショック以前のような経済立地をめぐる労使の対決的姿勢を財界が行わなくても済むような状況が生まれ、また、国内における労働市場需要が拡大される事態の中で、財界の譲歩余地が形成された。労働組合運動の弱体化を背景に、これが雇用の安定と引き替えに賃金を抑制し、労働時間を延長させる政策と相まって、一定の均衡を作り出し、雇用を創造してきたことが理解された。

労働者間の格差処遇、非定型労働の増大、労働組合の企業横断的労働市場規制力低下

移民労働者などによる僅少労働などの非定型労働の拡大が続き、協約賃金の規制力が弱まってきている。労働市場流動化政策に加えて、産業別労働組合によるタイトな労働市場管理を緩和する手段として、労働者派遣事業法やミニ・ジョブ、マイクロ・ジョブなどの僅少労働などの諸制度が導入された。

非典型的労働の増加傾向は、非典型労働における労働処遇問題を発生させている。それは労働者の賃金抑制要因となり、ドイツ全体の労働者処遇の以上な抑制を作り出してきた。特に近年では、二重雇用（副業）をしなければ、生活できないといった低賃金層が拡大している。ドイツにおける急速なジニ係数の増大はそれを物語るものである。Ver.diでの取材では、低賃金化とともに、サービス業におけるデスクワーカーに、残業、持ち帰り残業、などの「日本的」ともいえる「非正規」の労働の強制が増大してきている。労働組合の労働市場規制力の低下とともに、あらたな処遇問題を引き起こすようになってきている。

これ等が、労働市場の非典型化をすすめるながら、賃金価格を抑圧し、労働市場の企業別分断化と労働者利益代表システムのウエイトの企業内化を生み出してきたことが理解出来た。なお、この研究に関連して、ヨーロッパ通貨同盟、銀行同盟、財政同盟の展開についての認識が高まったこと、危機論的情勢把握の限界を方法論のレベルから批判できたこと、オールド自由主義と社会的ヨーロッパの理念についての一般的な誤解が解明できたこと、ドイツ労働市場における底辺をなす移民の統合問題の理解が進んだこと、EUとヨーロッパスタンダード形成の社会的意義についての理解が進んだことなど、現在のド

イツ、EUを理解する上での、新たな知見を得、理論構築がなされて新たな研究への地平が拓かれたことは、特筆すべき成果であった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計5件)

(1) 西原 誠司、クディロク・カディル、消えつつある傷つきやすい人々の声 „刑事免責“ の4年間 東トルキスタンにおける市民の強制失踪、Vanishing Vulnerable Voices: Four Years of Impunity Cases of Enforced Disappearances of Civilians in East Turkesta, July 2013, World Uyghur Congress (WUC)、鹿児島国際大学短期大学部研究紀要、無査読、第87号2014年、57-105.

(2) 野村 俊郎、「トヨタの新興国車 IMV における組織ルーチンの進化」、日本金型工業会、金型、査読無、No.154、2013年、16-21.

(3) 杉本 通百則、ドイツにおけるアスベスト問題の現状と歴史的展開 1980年代のアスベストセメント製品の代替化の条件、『政策科学』(別冊)アスベスト問題特集号、査読無、2011年度版(立命館大学政策科学会)、2012年、19-47.

(4) 竹内 宏、ドイツ連邦共和国教育現場からの報告—統合の鍵は言語習得—、鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要、査読無、第22巻、2012年、227-231,

(5) 杉本 通百則、科学・技術と社会を考える、(ムイスリ出版)、査読無、2011年、53-63.

研究発表等：

〔学会発表〕(計2件)

(1) Hiroshi Takeuchi, Zur Struktur chinesisches-japanischer Schriftzeichen -ein Vergleich mit dem Alphabet-, an Kiel Uni., Kiel, 2012/11/11.

(2) 杉本 通百則、1980年代のドイツにおけるアスベストセメント製品の代替化の要因、日本環境学会第38回研究発表会、2012/06/09,

〔図書〕(計4件)

(1) 朝日 吉太郎編著、文理閣、欧州グローバル化の新ステージ、(朝日吉太郎、野村俊郎、西原誠司、竹内宏、杉本通百則、霜田博史、八木正、森脇文子、岸田未来、Ekkehard Sachse、

Jürgen Keßler) 2014年、250(予定)

(2) Jürgen Keßler & Ekkehard Sachse (Hrsg.), (Jürgen Keßler, Ekkehard Sachse Kichitaro Asahi, Toshiro Nomura, Seiji Nishihara, Hiroshi Takeuchi, Tsuzunori Sugimoto. Yuji Toyofuku, Naoyoshi Noguchi, Haruki Tange, Takeko Moriwaki, Hiroshi Ueki.), Verlag Dr. Kovač, Hamburg, *Probleme der Globalisierung aus europäischer und japanischer Perspektive - Beitrage zur vergleichenden Wirtschaftsforschung*, 2013, 263.

(3) 田中 きよむ、水谷 利亮、玉里 恵美子、霜田 博史、晃洋書房、『限界集落の生活と地域づくり』、2013年、196.

(4) 労務理論学会編(朝日吉太郎他、144名)、晃洋書店、経営労務辞典、2011年、285総頁、218-219.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

朝日 吉太郎 (ASAHI KICHITARO)
鹿児島県立短期大学・商経学科・教授
研究者番号：70270155

(2) 研究分担者

野村 俊郎 (NOMURA TOSHIRO)
鹿児島県立短期大学・商経学科・教授
研究者番号：00218364

西原 誠司 (NISHIHARA SEIJI)
鹿児島国際大学・短期大学部・教授
研究者番号：00198491

竹内 宏 (TAKEUCHI HIROSHI)
鹿児島大学・教育学部・教授
研究者番号：10197270

杉本 通百則 (TSUYUNORI SUGIMOTO)
立命館大学。産業社会学部・准教授
研究者番号：40454508

霜田 博史 (SHIMODA HIROFUMI)
高知大学・人文社会科学系・准教授
研究者番号：50437703